

平成21年11月17日

資 料

(法人課税[地方税])

論 点

(中小法人軽減税率、「一人オーナー会社」課税制度)

- 法人住民税(法人税割)は法人税額を、法人事業税(所得割)は法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定した所得をそれぞれ課税標準としているため、法人税額の算出又は法人税の所得計算上の特例措置については、地方法人二税にも影響。
- 地方税においては、中小法人の軽減税率を引き下げた場合、約310億円(精査中)の減収、一人オーナー会社課税制度を廃止する場合、約310億円(精査中)の減収が生じることになり、見合いの財源を確保する必要。

法人税の中小企業支援税制に係る地方法人二税の影響

(主な中小企業支援税制に係る地方法人二税の減収額:平年度)

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| ○ 中小企業の法人税率の特例 | ▲190億円 程度 |
| ○ 特定同族会社の留保金課税に係る
中小企業の適用除外 | ▲130億円 程度 |
| ○ 中小企業技術基盤強化税制 | ▲10億円 程度 |
| ○ 中小企業等基盤強化税制 | ▲30億円 程度 |
| ○ 中小企業投資促進税制 | ▲1,060億円 程度 |
| ○ 中小企業の少額減価償却資産の
取得価額の損金算入の特例 | ▲140億円 程度 |
| ○ 交際費等の損金不算入の特例 | ▲1,530億円 程度 |

(注) 地方法人二税の減収見込み額については、「特定同族会社の留保金課税に係る中小企業の適用除外」の項目(平成19年度ベース(平年度)以外は、平成21年度ベース(平年度)の法人税の減収見込み額から推計したもの。

論 点

(資本に係る取引等に係る税制)

- 地方法人二税では、法人所得計算上の措置について、基本的に、国税と同様に取り扱っている。
- 地方法人二税は、地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位としており、連結納税は採用していない。